

伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市給食センターが発注する学校給食用物資（以下「物資」という。）の納入に関して、安全安心な学校給食の提供を行うため物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）、その他に定めのある場合を除き、物資を納入する事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 この要領に基づいて、物資の納入事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市が別に定める申請方法等により、次に掲げる書類を提出して、申請するものとする。

(1) 伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者登録申請書

営業内容（第1号様式）

納入希望品目表（第2号様式）

(2) その他教育長が求める書類

(登録要件)

第3条 申請者及び登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、学校給食の重要性を認識し、物資の品質・規格・衛生管理等に留意して納品できる者であって、かつ次の各号の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 伊賀市入札参加資格者名簿において、次の分野で登録があること。

食料品 中分類「1701 食料品」 品目「給食用食材」

日用品 中分類「0401 日用品・荒物・包装材料」 品目「その他」

消防・防犯 中分類「1601 消防・防災用品」 品目「非常食」

ただし、事業者所在地は、伊賀地域の他、物資により伊賀地域の近辺に店舗、支店、営業所、配送センターなどがある事業者も対象とする。

(2) 営業許可を必要とするものは、その許可を有する者であること。

(3) 納税義務を履行していること。

(4) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号の競争参加資格の欠格事由及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

(5) 本市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時刻に指定の納入場所に

物資を納入できる食品専用車両を有していること。

(6) 商品検収で不良品があった場合は、速やかに無償で交換等を行うなど不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

(7) 物資の仕入れルートが明確であり、成分表、配合表、製造工程、原材料産地、加工年月日等が分かる書類、製造及び販売業者名称と所在地が分かる書類等の提供ができること。

(8) 本市が実施する立ち入り調査に速やかに応じること。

(登録の決定)

第4条 教育長は、第2条の規定により登録の申請があった場合は、提出書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者名簿（以下「納入事業者名簿」という。）に登録するものとする。

2 審査の結果については、申請者に対し、書面により通知を行うものとする。

(登録の有効期間)

第5条 納入事業者名簿への登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの会計年度とする。ただし、年度途中で登録申請があった場合は、登録日から当該年度の末日までとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、申請の内容に変更が生じたときは、伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者登録変更届（第3号様式）に必要書類を添付し、速やかに教育長に提出するものとする。

(登録の廃止)

第7条 登録者が、登録の廃止を希望するときは、伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者登録廃止届（第4号様式）を速やかに教育長に提出するものとする。

2 教育長は、登録者が第3条に定める登録要件を満たさなくなった場合は登録を廃止することができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年2月22日から施行し、令和5年度分の伊賀市給食センター学校給食用物資の納入から適用する。